



精神医療センターにおける院外処方箋等の誤交付について

1 概要

(1) 発生の状況

令和4年5月20日金曜日、会計窓口の医事業務委託事業者が、患者Aさんに院外処方箋等の交付を行う際、同姓の別の患者Bさんの院外処方箋等を誤って交付した。

(2) 判明した経緯

同日同じ頃、会計を待っていた患者Bさんが、会計窓口を確認したところ、同姓の患者Aさんに交付等したことが判明した。

2 含まれる個人情報等

患者氏名、住所、生年月日、保険者番号、処方された医薬品の名称 等

3 対応

- 同日、直ちに、職員が患者Aさんのかかりつけ薬局に連絡し、薬の処方を止めるよう依頼するとともに、その後、正しい処方箋を持参した。
- 患者Aさんの自宅に伺い、謝罪の上、患者Bさんの書類を回収するとともに、会計窓口で保管していた患者Aさんの書類をお返しした。
- その後、患者Bさんの自宅に伺い、改めて謝罪した上で、回収した書類をお渡しした。

4 再発防止策等

今回の事故を踏まえ、精神医療センターでは、職員はもとより委託事業者に対しても本人確認を徹底して行うことにより、再発防止に努めます。

(問合せ先)

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構
神奈川県立精神医療センター
事務局長 楠 顕子
総務課長補佐 新宅 賢一
電話：045-822-0241(代表)